(仮称)小平市第三次みどりの基本計画 (素案 たたき台)

目 次

第	1:	草	みとりの基本計画とは	1
1		計画	の改定にあたって	1
2	2	計画	の枠組み	4
3	3	みど	りの定義	5
第	2	章	こだいらのみどりを知る	6
1		小平	市の概況	6
2	<u> </u>	小平	市のみどりの状況及び取組	8
3	}	前回	計画の達成状況及び成果1	5
4	ļ	みど	りに関する市民意識・意向1	7
5	5	みど	りを取り巻く課題 2	6
第	3	章	みどりの将来像を描く 2	8
1		みど	り の将来像 2	8
2	<u>-</u>	みど	り の将来構造 2	9
3	}	みど	り の将来構造図 3	0
4	Ļ	みど	りのまちづくりの基本方針 3	1
第	4	章	みどりのまちづくりに取り組む 3:	2
1		市民	の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう 3	3
2	2	市民	生活や様々な活動の中でみどりを活かそう4	1
3	}	多様	な主体がみどりのまちづくりに関わろう4	4
第	5	章	地域別に取り組む 4	8
1		地域	区分 4	8
2	<u> </u>	地域	別のみどりのまちづくりの方針4	9
第	6	章	計画を推進する 5	6
1		市民	• 事業者・行政の役割 5	6
2	<u> </u>	みど	り のまちづくりの推進方策 5	7
3	Ł	計画	の准行等理	Q

第1章 みどりの基本計画とは

1 計画の改定にあたって

(1)みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条*に基づき市町村が定める計画で、中長期的 な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実 施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定するみどりとオープンスペースに関する総合的計画です。

本市のみどりの保全・整備や活用のあり方等に関し、概ね 10 年後を見通しつつ、目指すべきみどりの将来像とそれを実現するための各種取組の方針などを定めます。

※都市緑地法第4条(抜粋)

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

(2)計画策定の背景

小平市では、平成 12(2000)年3月に「小平市緑の基本計画」を策定、平成 22(2010)3月には「小平市みどりの基本計画 2010」(以下、前回計画)という)として改定を行い、この計画に沿って、緑地の保全や公園の整備、公共施設や民有地の緑化等、様々な取組を展開してきました。

計画の改定後、少子化・高齢化の進行による人口構造の変化や都市緑地法や都市公園法等の改正があったほか、地球温暖化等による気候変動や生物多様性保全の必要性の高まりや自然災害の増加による防災・減災の意識や参加と協働の気運の高まりなど様々な社会情勢の変化がありました。

こうしたなか、令和 2(2020)年には、新型コロナウィルス感染症が世界中に広がり、 生活様式や事業活動に変化が生じています。

・人口構造の変化

人口推計によると、現在市の人口は増加しているものの令和7(2025)年をピークに減少していくことが予測されています。高齢化も年々進行している状況にあり、全国的な傾向と同様、人口減少、少子高齢化が顕著になっていくことが予測され、市の財政状況も一層厳しくなることが予想されています。人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、モノの豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変わりつつあります。これらを背景として、今後のまちづくりに向けた基本的な考え方が、「量的な拡大」から「質的な向上」へ、

「全方向型」から「選択と集中型」へ、「行政主導型」から「官民連携型」へと方向転換が 図られつつあります。

・都市緑地法等制度の改正

みどりの量の確保から質の向上へという方向性の変化、財政面・人材面の制約等により 地方自治体による施設の新規整備や適切な更新が困難であるといった背景のもと、今後は 民間活力を最大限に活かして、みどりの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力 的なまちづくりを実現することが必要です。こうした考えのもと、平成 29 (2017) 年 6 月に都市緑地法等の一部が改正されました。

これらの法律の改正により、さらにみどりの持つ多面的な機能を発揮することが可能となりました。

【法改正のポイント】

- ●都市公園の再生・活性化【都市公園法等】
- 都市公園法で保育所等の設置を可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年)
- ・公園の活性化に関する協議会の設置
- ●緑地・広場の創出【都市緑地法】
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- ●都市農地の保全・活用【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
- 生産緑地地区の一律 500 ㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300 ㎡を下限)
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
- ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

・気候変動対策や生物多様性の確保に向けた動き

温室効果ガスの排出による地球温暖化をはじめとして、大量消費に伴い発生する廃棄物処理等、地球環境に関する問題への対応が迫られています。

平成 27 (2015) 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、地球温暖化の緩和など気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定「パリ協定」が採択されました。我が国においても、気候変動の適応策を「気候変動適応法」として法的に位置づけ、総合的な取組を進めようとしています。

また、平成20(2008)年に「生物多様性基本法」、平成22(2010)年に「生物多様

性地域連携促進法」が制定され、「生物多様性国家戦略 2010」では、みどりの基本計画が 都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけられました。

本市においても、地球温暖化、気候変動への対応、生物多様性確保への対応の観点から、 みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等が求められています。

・防災・減災のまちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災や令和元(2019)年10月の台風19号による被害など大規模な災害から得た教訓をもとに、都市の防災や減災に向けた対応が求められています。

平成 25(2013) 年には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に 資する国土強靱化基本法」が制定され、災害への対応が推進されています。

防災・減災のまちづくりにおいて、みどりは防火植栽、避難場所・避難経路等として非常に重要な役割を果たします。公園緑地、道路、下水道等の都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地等の貴重なオープンスペース、学校、比較的敷地の大きな公共施設の有効活用を図り、防災空間を確保することが求められます。

・地方分権の進展、市民参加の意識の高まり

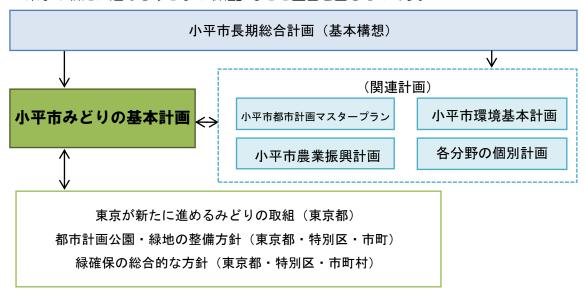
市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進み、行政だけでまちの課題に対応することが難しくなりつつあります。これに対し、平成25(2013)年度より環境省において、地域における課題解決や地域活性化に対し、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する「地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」などが実施されており、環境分野での市民参加や協働をキーワードとした取組が広がりを見せています。

みどりのまちづくりに関しても、市民の主体的な取組や、市民一人ひとりがまちづくり活動に参加する意識の醸成が求められており、小平市でもみどりに関連した市民主体による公園・緑地の維持管理、環境教育など様々な活動が取り組まれています。

このような背景を踏まえ、今後の本市のみどりの将来像を改めて見つめ直し、その実現に向けて市民・事業者とともに、みどりの意義やあり方を再認識し、みどりのまちづくりの取組をさらに進めるため、前回計画の改定を行うものです。

(3) みどりの基本計画の位置づけ

みどりの基本計画は、上位計画である「小平市長期総合計画」、関連計画である「小平市都市計画マスタープラン」、「小平市環境基本計画」、「小平市農業振興計画」さらには健康や子育て、保健・福祉、教育など各種計画を踏まえて策定します。また、東京都が定めた「東京が新たに進めるみどりの取組」などと整合を図るものです。



2 計画の枠組み

(1)計画期間

計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年とします。 ただし、社会や地域の情勢に大きな変化等があった場合、必要に応じて見直しを行います。

(2)対象範囲

対象は、市域全体とします。

(3)実施主体

本計画の実施主体は市民、事業者及び行政です。 本計画に位置付けた取組については、市民、事業者及び 行政の三者が一体となって協働しながら進めて参ります。



3 みどりの定義

(1)「みどり」と「緑」の定義

小平市では、「みどり」を雑木林、屋敷林、農地、用水路、住宅地や公的空間の植栽地などの緑地空間に加えて、そこから醸成された歴史や文化、市民活動などを含む、多くの価値観を持つ概念として捉えています。

「緑」と表記したときは、樹木など植物そのもの、あるいは、植物が生育している場所を指します。計画の内容によって個別の要素を強調する必要がある場合は、「水と緑」などとして表記しています。

(2) みどりの効果

みどりの効果には、「存在効果」、「利用効果」、「媒体効果」という3つの効果があります。 みどりが存在することにより、都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都 市防災機能の向上の効果をもたらします。また、みどりはスポーツの場やレクリエーショ ンの場として利用することで、健康の維持増進やストレス緩和などの効果ももたらします。 近年では、みどりをきっかけ(媒体)として、交流、安全・安心、商業・観光、健康・福 祉、教育・文化など多様な分野の活動が活発になり、地域と住民、あるいは住民同士をつ なげる効果や地域の魅力を高める効果なども注目されています。

本計画では、これらみどりの効果に着目し、十分に発揮できる取組を位置づけます。

都市環境の保全

- ヒートアイランド現象の緩和
- •大気浄化 等

都市景観の形成

・美しい風格のある景 観の形成 等

生物多様性の確保

- 生態系の基盤形成
- 野生生物の生息環境 の確保 等

都市防災機能の向上

- 土砂災害防止や避難地 確保
- 延焼防止 等

存在効果

- スポーツ・レクリエーション
- 各種スポーツ利用
- ・健康増進に寄与 等

利用効果

- やすらぎ・憩い
- 体や心を休め、ゆったりとくつ ろげる場の提供

交流

緑化活動等みどりを活かした 活動を通じた地域コミュニティの形成

商業・観光

・商業空間における花や樹木 の活用による観光振興、地 域活性化

媒体効果

健康•福祉

・花の手入れや農作業等による高齢者等の健康増進や生きがいづくり

教育・文化

・地域の自然や文化を活かし た体験学習等の環境教育

安全・安心

・オープンスペース等を活用 した防災訓練等の実施によ る防災意識の向上

第2章 こだいらのみどりを知る

1 小平市の概況

(1)位置・面積

小平市は、東京都多摩地区東北部の武蔵野台地上にあり、都心から西に 26km の距離にあります。市域は東西に 9.21km、南北に 4.17km と東西に長く、面積は 20.51km²となっています。



人口は、平成 27 (2015) 年に 190,005 人となっており、増加が続いていますが、令和 7 (2025) 年の 197,231 人でピークを迎える見込みです。

計画の最終年度にあたる令和12(2030)年の推計人口は195,374人となっています。



図 将来の総人口の長期的見通し

出典: 小平市人口推計報告書(平成27年国勢調査による)補足版

(3)まちの特性

市内に鉄道駅を7駅有するだけではなく、近隣市外の多くの駅も利用可能であるほか、 駅勢圏から外れる地域においても、それを補完する形で路線バスなど公共交通が発達して いるため、都心へのアクセス性に優れています。

市内では市街地再開発事業による地域の拠点的役割を担うまちづくりや公園や道路などの基盤整備を進めています。水害などの危険性は低く、多くの鉄道駅を有し交通利便性が高いことからも、住みやすい住宅都市として広く認知されています。

玉川上水や野火止用水などで構成する小平グリーンロードは、小平市を特徴づける水と 緑のネットワークの骨格となっています。

また、青梅街道沿いの短冊形農地や屋敷林、玉川上水から引かれた用水路などの歴史を 受け継いできた特徴的な風景は、農地の宅地化により少なくなっているものの、その地割 を踏襲した土地利用がみられ、現在もこのような風景が、ゆとりや安らぎのある住環境の 創出につながっています。

さらに武蔵野特有の街道沿いの郷土風景や玉川上水を保全することを目的として、東京道(東京街道)、青梅街道、鈴木道(鈴木街道)、玉川上水の4ヶ所が風致地区に指定されています。

近隣市とは、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市からなる広域行政圏協議会を形成するなど、広域的に連携しながらまちづくりに取り組んでいます。

(4)土地利用

小平市の土地利用は、農業的な土地利用と共存しながら宅地化が進んだことが特徴です。 平成30(2018)年時点で、住宅地が約70.8%、農地が約13.5%あります。

			20	±-0-0 0 /330	* 170 EE 174		
	地目	総面積			宅地		
地田		心山惧	総面積	商業地区	工業地区	住宅地区	その他
	面積(ha)	1,314	1,026	26	70	930	
	比率	100.0%	78.1%	2.0%	5.3%	70.8%	_

表 十地地日別課税而積

地目	Ш	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点未満
面積(ha)	_	177	1			106	4
比率	_	13.5%	0.1%			8.1%	0.3%

※割合の算出は公有地等の固定資産税が非課税とされている土地は除く

(出典:平成30年小平市統計書)

2 小平市のみどりの状況及び取組

(1) みどりの特性

小平市は東京都の中でも雑木林や屋敷林、農地、用水路など、恵まれたみどりが多くあります。特に江戸時代の新田開発による地割である、街道沿いから屋敷林、短冊状の農地、 雑木林が展開する土地利用形態は大切なみどりです。

このほか、史跡でありみどりに恵まれた玉川上水が市域を東西に流れるとともに、玉川上水小平監視所から分流した野火止用水が埼玉県志木市まで続いています。その他、玉川上水を基点にした用水路が8系統44km(野火止用水を除く)あり、このうち約29kmに流水があり、市外へと続いています。さらに、多摩湖(東大和市)からは、小平市を通り境浄水場(武蔵野市)まで狭山・境緑道があり、広域的なみどりのネットワークを形成しています。

公園などのみどりについては、都立小金井公園や中央公園などにまとまったみどりがあるほか、小規模な公園が多くあるなどの特徴があります。

(2)緑被率、みどり率

平成 29 (2017) 年 10 月に撮影した空中写真をもとに、どれだけ植物に覆われた緑被地があるかを調べました。この調査によると、市内の緑被地は 598.9ha あり、緑被率は 29.2%です。

また、用水路等の水面や公園内で樹木等の緑で覆われていない地面の面積も含めたみどり地の面積は606.2haで、みどり率は29.6%です。

	平成 2	29年	平成 1	8年	
	(2017年)		(2006	増減(ha)	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	
樹木・樹林	258.1	12.6%	283.3	13.8%	-25.2
竹林	3.1	0.2%	5.9	0.3%	-2.8
草地	148.5	7.2%	165.2	8.1%	-16.7
田畑	131.3	6.4%	176.1	8.6%	-44.8
樹木畑・果樹園	57.9	2.8%	70.7	3.5%	-12.8
緑被地合計	598.9	29.2%	701.2	34.3%	-102.3
水面	0.7	0.0%			
裸地	6.63	0.3%	-	-	_
みどり地合計	606.2	29.6%	-	1	
非みどり地	1,444.8	70.4%	_	_	_
合 計	2,051.0	100.0%	2,046	100.0%	_

表 緑被率・みどり率

参考 緑被率・みどり率の関係

	樹木・樹林	
緑被率	竹林	
水似乎	草地	みどり率
	農地(田畑、樹木畑・果樹園)	かとり坐
	水面	
	裸地	

[※]調査で使用した航空写真は、前回調査と撮影した時期(前回 4~5月、今回 10 月)や解像度が異なることから単純比較はできない。

[※]前回調査では水面・裸地は測定していない。

10

(3)地域制緑地

良好な自然環境等の保全を図ることを目的として一定の土地の区域を指定する地域制線地は、農地と樹林地等が指定されています。農地のほとんどが生産緑地地区に指定されているとともに、樹林地のうち主要なものが保存樹林または公有林となっています。また、玉川上水は風致地区、東京都歴史環境保全地域、東京都景観基本軸のほか、市内区間のすべてが国の史跡「玉川上水」、旧小川水衛所跡より下流が国の名勝「小金井(サクラ)」に指定されています。さらに、青梅街道、鈴木街道、東京街道の街道沿いが風致地区、野火止用水と用水沿いの樹林地が都歴史環境保全地域に指定されています。

	区分			面積 (ha)	一人あたり面積 (㎡/人)	備考
法律に	よ	生産緑地地区	353	162.5	8.4	
るもの						
条 例		野火止用水歴史環	1	5.6		
等に		境保全地域				
よる		市有林•市有竹林	5	1.3		% 1
もの		保存樹林•保存竹林	27	4.8		
		(重複)	(1)	(O.1)		% 2
		樹林地等小計	32	11.6	0.6	
		用水路	9	17.8	0.9	% 3
		地域制緑地合計	407	191.9	9.9	

表 地域制緑地

(4) みどりのネットワーク

小平グリーンロードを骨格として、公園や緑地などの身近なみどりをつなぐ水と緑のネットワークの形成を推進しています。また、平成22年3月に策定した「あかしあ通りグリーンロード化基本計画」(~令和元年度)に基づき、計画的に取組を行い、連続した水と緑のネットワークの構築を推進するとともに計画の理念の定着が図られました。

^{※1} 市有林・竹林箇所数 5 件中、2 件は一体となった樹林の中に保存樹林も含むので保存樹林でもカウントしている。

^{※2} 歴史環境保全地域内にある保存樹林を除いている。

^{※3} 用水路の面積は、延長に平均幅員を乗じた値である。

(5)公園・緑地

公園などの施設緑地面積は、平成 21 (2009) 年度に 94.1ha だったものが、平成 30 (2018) 年度には 96.7ha となり、2.6ha 増加しました。

整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加していますが、この間、小平グリーンロード沿い等の公園について、魅力を高めるためのリニューアルを行ってきました。

表 都市公園など施設緑地の整備量

		区分		個所数	面積(ha)	一人あたり面積 (㎡/人)
都市公園等	住区	基幹公園	街区公園	305	22.6	
(都立公園			近隣公園	6	5.4	
を含む)			地区公園	0	0.0	
			住区基幹公園小計	311	28.0	1.5
	都市	ī基幹公園	運動公園	1	6.6	
			総合公園	1	0.7	
			都市基幹公園計	2	7.3	0.4
		特殊公園	駅前広場	1	_	
		広域公園		1	7.7	
		緩衝緑地	都市緑地 ※1	1	0.3	
		等	緑道 ※2	2	8.4	
		他市公園	けやき公園	1	2.1	
		墓園	小平霊園	1	20.2	
			その他小計	7	38.7	2.0
			都市公園計	320	74.0	3.8
その他の公園	■• 公	園類似施設	公園類似施設	57	19.5	
等		% 3				
			公共緑地 ※4	32	0.3	
			その他 ※5	5	2.9	
その他の公園・			公園類似施設等計	94	22.7	1.2
ナた拠末緑地は			施設緑地合計	414	96.7	5.0

主な都市緑地施設

^{※1} 小川緑地

^{※2} 狭山・境緑道及び玉川上水緑道指定部分

^{※3} 東京都薬用植物園、用水路の親水箇所、市民広場、市立グランド、都市公園を除いた多摩湖自転車道の都道部分、玉川上水緑道を除いた市管理部分・都道路管理部分の緑道等

^{※4} 苗圃、草地がある雨水吸込槽用地

^{※5} 元気村、こもれびの足湯、平櫛田中彫刻美術館等

(6)農地

農地の面積は、平成 21 (2009) 年度に 225.6ha だったものが、平成 30 (2018) 年度には 180.7ha となり、44.9ha 減少しました。

農地は、街道に沿って短冊形に分布しており、ほとんどが生産緑地地区に指定されています。江戸時代に青梅街道や東京街道など街道に沿って新田開発が始まり、東西方向の街道に沿って集落が列状に形成されました。それにともない農地も街道に直角に短冊のように区画され並列しており、現在も、青梅街道など主要街道を中心に短冊形の農地が広がっています。

これらの農地は、大都市に近い立地条件を活かした近郊農業等が行われていますが、単なる農作物の生産地としてだけでなく、防災や景観形成などの面からも都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしています。

(7)用水路

用水路の面積は、平成30(2018)年度に17.8haとなっています。

江戸時代に開削された玉川上水、野火止用水と狭山・境緑道、都立小金井公園から構成する小平グリーンロードがあり、水と緑の豊かな散策路として市民に親しまれています。

平成30(2018)年には、生物調査を行い、用水路に生息する小動物等の生態系に配慮 した再整備を実施することで、小平市の環境資源の保護に取り組んでいます。

表用水路の概要

517
由して、
近で田
流れて
れます。
東部へ
にあた
親しま
辺には
、鈴木
す。
、鈴木
西側付

野中用水(のなか	青梅街道の天神町交差点東側付近で大沼田用水から分水され、青梅
ようすい)	街道沿いを西から東へ流下しています。
砂川用水(すなが	玉川上水の上流部の松中橋から分水された用水路で、立川市と国分
わようすい)	寺市を経て五日市街道の上水本町交差点南西部付近から小平市に流
	下しています。市内では、五日市街道沿いを西から東へ流下してい
	ます。上流部には、緑道と水生生物の観察水路があり近隣の方に親
	しまれています。
関野用水(せきの	新小金井街道の茜屋橋付近から東に向かって五日市街道の北側に用
ようすい)	水路敷地があります。
野火止用水(のび	玉川上水から分水し、市内北西部、隣接市との市境を流れて埼玉県
どめようすい)	新座市に流下しています。都の歴史環境保全地域に指定されており、
	水路幅も広く周辺には雑木林なども残っています。現在は都の清流
	復活事業により、昭島市の多摩川上流水再生センターからの高度処
	理水が流れています。

(8)樹林・竹林

保存竹林や保存樹林及び市が所有する樹林・竹林の面積は、平成 30(2018)年度に 11.6ha となっています。

市では、どんぐりの苗木を児童が育て自然に帰す、どんぐりの里親制度を実施し、樹林の健全化や自然環境の普及啓発を推進しているほか、みどりを維持・確保するために特別緑地保全地区の指定、保存樹林等の管理方法の見直しなどに取り組んできました。

上記の樹林の他にも、青梅街道、鈴木街道、東京街道沿いに屋敷林や社寺林など、歴史を今に伝える樹林があります。

(9)街路樹

街路樹は、平成30(2018)年度は56,930本が植えられています。

高木は二セアカシア(342 本)、サクラ(249 本)、トウカエデ(143 本)など、低木は、ツツジ(28,405 本)、サツキ(5,820 本)、ハクチョウゲ(1,361 本)などが多くなっています。

街路樹をまちの貴重なみどりの資源として健全な状態に保つため、1年を通じて剪定や 除草、清掃、刈込みなどの維持管理を実施しています。

(街路樹本数の出典:平成30年小平市統計書)

3 前回計画の達成状況及び成果

(1)目標

前回計画(平成 22 (2010) 年策定)では、「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」の目標を掲げ水と緑のまちづくりを推進してきました。

緑被率については、平成 18 (2006) 年に計測した 34%を維持することとして、令和元 (2019) 年における緑被率の目標値を 34%と設定していました。これに対し、平成 29 (2017) 年における緑被率は 29.2%と目標を下回っています。

前回計画における緑被率の目標値 34% 平成29(2017)年における実際の緑被率 29.2%

(2)施策の方針の達成状況

前回計画では、水と緑のまちづくりの目標(やさしく歩ける水と緑の美しいまち)を実現していくため、5つの基本方針ならびにそれを実現するための施策の方針を設定していました。これらの達成状況は以下のとおりです。

①みどりを切れ目なくつなぐ

みどりの骨格である小平グリーンロードやその周辺のみどりの保全を重点的に行った ほか、道路や公共施設の緑化、公園や用水路の整備・再整備を実施しました。

【主な実績】

あかしあ通りグリーンロード化基本計画に基づく各取組の推進及び計画の理念の定着 小平駅南ロロータリーの花壇化及び市民協働による植栽の実施 みどりの骨格沿い等の用水路親水整備の実施 みどりの骨格沿いの公園のリニューアル整備の実施

②みどりを次代へ引き継ぐ

玉川上水沿いの樹林地の特別緑地保全地区への新規指定、公有地化及びこだいら名木百選事業等の実施によるみどりの保全に取り組んだほか、新堀用水においてのり面(胎内掘)保全工事を実施するなど、小平のみどりを残す施策を進めました。

【主な実績】

玉川上水沿いの樹林地の特別緑地保全地区への新規指定及び公有地化の推進 保存樹林・保存竹林制度の継続運用 こだいら名木百選の指定及び剪定補助制度による育成支援 新堀用水のり面(胎内掘)保全工事の実施

③どこからでもみどりが見える

市民に身近なみどりとして、街路樹による道路の緑化や公園のリニューアルを実施した ほか、ボランティアによる花壇の植栽や児童による樹林等への植樹を行うなど、みどりの まちづくりを進めました。

【主な実績】

小規模公園リニューアルの実施 どんぐりの里親制度による樹林等への植樹活動の実施 こだいら花いっぱいプロジェクトの実施 公共施設の緑化の推進

4質の高いみどりを育てる

市内の樹林では萌芽更新による樹林の若返りに取り組んだほか、森のカルテづくりを実施し、雑木林の保全や活用、再生手法について検討しました。

また、市内の緑道や公園において、質の向上のため、植生改良を実施しました。

【主な実績】

萌芽更新による樹林の若返りの取組 森のカルテづくりの実施 公園や用水路等の植生改良の実施 公共施設における植生管理ガイドブックの作成

⑤みどりを市民が支える

市民と協力してみどりのまちづくりを進めていくため、こだいらグリーンフェスティバル内にみどりの相談所を開設したほか、公園等アダプト制度を導入するなど、市民がみどりに関わることができる仕組みづくりを行いました。

【主な実績】

みどりの相談所での相談業務の実施

公園等アダプト制度の導入

公園・道路等ボランティアによる維持管理活動の実施

運営委員会との連携によるこだいらグリーンフェスティバルの開催

4 みどりに関する市民意識・意向

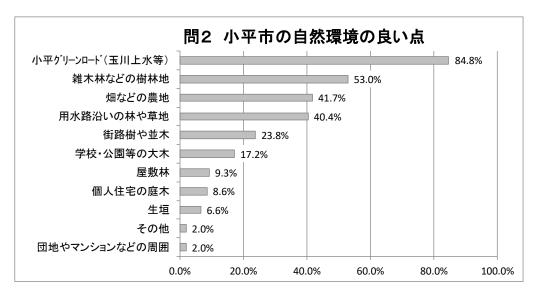
(1) 小平市のみどりに関するアンケート調査

令和元年度に実施した「小平市のみどりに関するアンケート」では、以下のような結果が出ています。

調査結果(抜粋)

小平市の自然環境の良い点

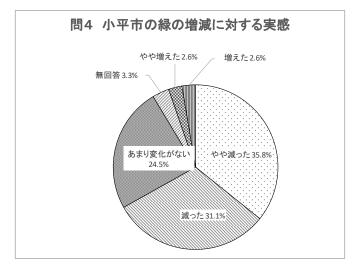
問2 小平市の市政世論調査では、小平市に住み続けたいと答えた人のうち、住み続けたい理由として 6 割の人が「自然環境が良い」と答えています。あなたが「自然環境が良い」と思うとき、何が強く思い浮かびますか?次の中から、あてはまるものを 3 つ選んで、その数字に〇をつけてください。



・84.8%の方が「小平グリーンロード」を小平市の自然環境の良い点であるとしています。 次に続いているのが、「雑木林などの樹林地(53.0%)」、「畑など農地(41.7%)」、「用 水路沿いの林や草地(40.4%)」で 40%から 50%前後の割合となっています。

近年の小平市の緑の増減に対する実感

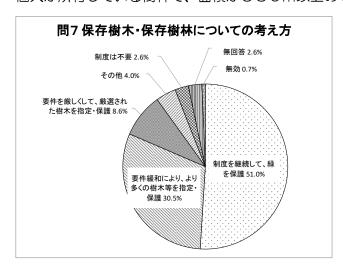
問4 ここ 10 年くらいで小平市の緑は増えてきていると思いますか?次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字に〇をつけてください。



・「増えた」と感じる割合は低く、「やや減った」と感じている割合が 35.8%と最も高く、それに続いて「減った」と感じる割合が 31.1%となっています。両者を合計すると 66.9%となり、多くの方が、少なからず市内の緑の量は減っていると感じています。

保存樹木と保存樹林に関する考え方

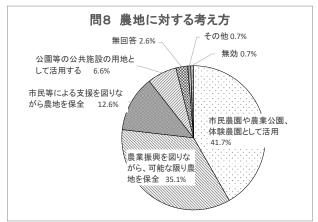
- 問7 小平市では一定の要件を満たした樹木や樹林等を保存樹木や保存樹林等として指定し、緑を保護しています。あなたは、保存樹木や保存樹林等について、どのようにしたらよいと思いますか?次の中から、あなたの考えに最も近い数字を1つ選んで、その数字に〇をつけてください。
 - ※保存樹木 個人が所有している樹木のうち幹周り 1.5m以上あり高さ15m程度 以上のものを対象
 - ※保存樹林 個人が所有している樹林で、面積が330㎡以上のものを対象



・保存樹木・保存樹林については「制度を継続して、緑を保護していく」という現状維持を希望する意見の割合が51.0%と最も高く、次いで「要件緩和により、より多くの樹木を指定・保護する」という意見が30.5%となるなど、多くの方が保存樹木・保存樹林の制度により継続した樹木の保護を期待していることがうかがえます。

農地に対する考え方

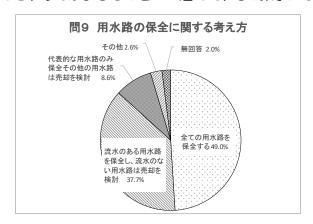
問8 小平市には、数多くの農地が点在しています。この農地のあり方として、あなたの考えに一番近いものは何ですか? 次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字に〇をつけてください。



・農地のあり方としては「市民農園や農業公園、体験農園などとして活用」や「農業振興を図りながら可能な限り農地として保全」と答えた方が多く、農地として活用や保全することが求められています。

用水路の保全に関する考え方

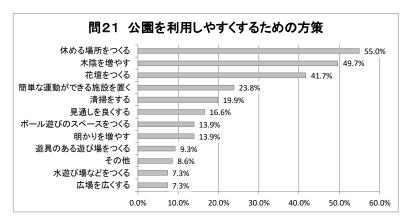
問9 小平市内には多くの用水路があり、市では用水路を大切な環境資源として位置づけております。用水路の総延長は約48.9kmとなっており、このうち約33kmにおいて現在も水が流れています。小平市の用水路を保全していくにあたり、限られた予算のなかでは、維持管理や更なる流水の確保などの課題があります。あなたは、用水路を継続して保全していくためには、どのような考え方で進めていくことがよいと思いますか? 次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字に〇をつけてください。



・用水路に関しては、約半数(49.0%)が「全ての用水路を保全する」と回答しており、 これに「流水のある用水路のみ保全し、流水のない用水路を売却することを検討する (37.7%)」が続いています。

公園を利用しやすくするための方策

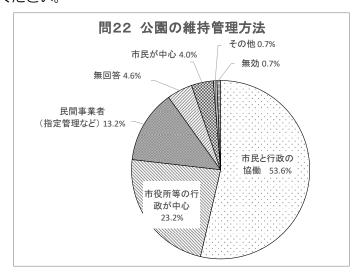
問21 小平市では、利用しやすい公園にするために、できるところから公園のリニューアル(再整備)を進めています。あなたは、今ある公園を利用しやすくするには、 どうしたらよいと思いますか?次の中から、あてはまるものを3つまで選んで、その数字に〇をつけてください。



公園を利用しやすくするために「休める場所をつくる(55.0%)」、「木陰を増やす (49.7%)」、「花壇をつくる(41.7%)」の3項目の割合が高くなっています。

公園の維持管理方法

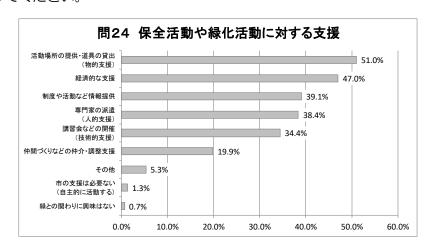
問22 小平市には約300箇所の公園があります。公園の管理方法としてどのような方法が良いと思いますか? 次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字にOをつけてください。



公園の維持管理の望ましい方法としては、半数以上が「市民と行政の協働」と回答しています。

保全活動や緑化活動に対する支援

問24 あなたが緑の保全活動や緑化活動などに参加する場合、市に特に支援してほしい ことは何ですか?次の中から、あてはまるものを3つまで選んで、その数字に〇を つけてください。



緑に関する活動に対して希望する支援内容で「活動場所の提供や道具の貸出(物的支援)」、 「経済的な支援」などが多く支持されています。

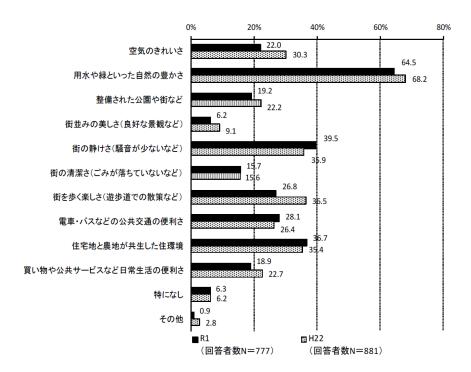
○参考 小平市の環境に関する市民アンケート調査

令和元年度に実施した「小平市の環境に関する市民アンケート調査」では、以下のような結果が出ています。

調査結果(抜粋)

小平市の環境や身近な環境

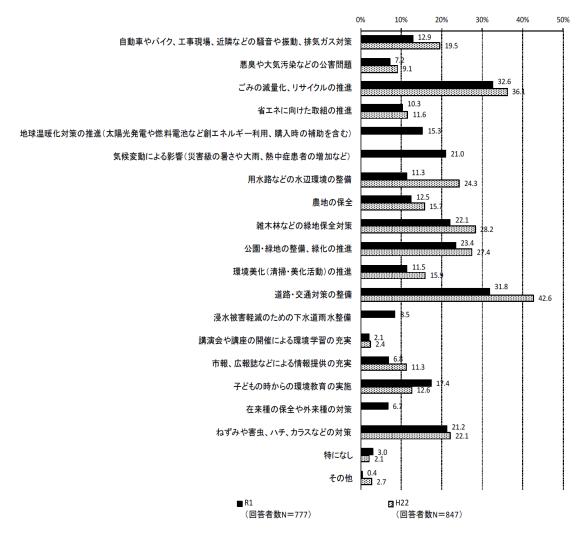
問10 あなたは小平市の中で何に対して良い印象をもっていますか。(あてはまるものすべてにO)。



•「用水や緑といった自然の豊かさ」が最も多く、次いで、「街の静けさ」、「住宅地と農地が共生した住環境」となっており、自然や緑に恵まれた閑静な住環境を良いとする回答が比較的多くなっています。

優先的に取り組むべき課題

問21 市が環境をより良くするために、優先的に取り組まなければならない課題は何で すか。(3つに〇)



•「ごみの減量化、リサイクルの推進」が最も多く、2番目が「道路・交通対策の整備」となっていますが、その次に「雑木林などの緑地保全対策」、「公園・緑地の整備、緑化の推進」が続いています。

(2) 地域懇談会

令和元年度に実施した地域懇談会では、以下のような意見が出ています。

主な意見(抜粋)

みどりを確保する手法について

意見	会場
• 観察会や調査など助成金を出してくれると嬉しい。	小川公民館
・あかしあ通りや一橋学園前の商店街でハンギングバスケットを活用し	中央公民館
ようという流れがあったが、とても良いアイディアなのでクラウド	
ファンディングなどで資金を集めて実現化できると良いと思う。	
• 生垣を増やすような取組も大事だと思う。	中島地域
	センター

みどりの維持管理について

意見	会場
・管理が少ない樹林地では、落ち葉が絨毯敷きのようになっており、	中央公民館
清掃の手が足りないので効率的な清掃用具など考えていきたい。	
落ち葉はゴミではなく循環させていきたい。	中央公民館
・低木・草花などは専門家を招聘してマニュアルを作成、レクチャーを開	中央公民館
催すれば後々自分たちでできると思う。 市民が関わることができるしく	
みづくり、市民にやってもらう仕組みづくりを構築してもらいたい。	
・自治会で落ち葉の清掃活動しようとしても隣の自治会との兼ね合い	東部市民
もあり難しいが、もしするなら、市にはゴミ袋をいただけるとあり	センター
がたい。	

農地保全について

意見	会場
• 樹林地も畑も私有財産なので行政の対応に限界があるが、地産地消を	学園西町地域
促進するなど、農業経営が成り立つようなサポートが必要である。	センター
•基金を積んで農家の人が土地を売らないで済み、将来に渡ってみどり	学園西町地域
を守れるようにできる仕組みが望まれる。	センター
・空いている生産農地を貸し農園や市民農園して利用できれば、活用し	小川公民館
たいという人は多いと思う。	

地域活動について

意見	会場
• NPO に属して活動しているが、生きものを支えるだけでなく、みど	小川公民館
りの活用、観察会といった活動を通じて人の輪が繋がっているという	
実感がある。	

みどりの地域資源について

意見	会場
・小平市の緑で良いところはグリーンロードを中心として、玉川上水、	小川公民館
鷹の台の中央公園などである。	
・オープンガーデンも緑道も素晴らしい。緑豊かな小平は住んでいる人	中央公民館
は評価していると思う。	
・緑道など散策中に少し休憩したいので、ベンチをもう少し設置してほ	中央公民館
UI).	

みどりのまちづくりの方向性について

意見	会場
・以前は農地も都市には必要ないという風潮もあったことを考えれば、	小川公民館
農地や景観に関する考え方も法律もだいぶ変わってきている。条例の	
範囲で変えられるものは変えていければ良いと思う。	
高齢者施設の近くに緑のスペースがあると使いやすいのではないか。	中央公民館
・今のみどりに関して大きく方向転換することなく今のみどりを維持し	小川西町地域
てほしい。	センター
・最近、あちこちで小平は良い人が多いと聞く。緑が多い効果ではない	中島地域
か。	センター

5 みどりを取り巻く課題

(1) 小平らしいみどりの保全・育成、継承

小平市はみどりの骨格である小平グリーンロードや中央公園、都立小金井公園などの大規模な公園とともに、樹林地や農地も多く、みどり豊かなまちです。そのほかにも身近な公園・緑地や民有地の花木など人々の営みのなかで守り育てられてきた様々なみどりが存在します。これらは、みどりが有する多様な機能を持つグリーンインフラとして、本市の魅力や市民生活の質の向上につながる重要な役割を持っています。

これらの小平らしい個性豊かなみどりについて保全・育成しつつ、次世代に受け継いでいく必要があります。

(2) みどりの適切な維持管理と新たな公園・緑地の整備

開設から数十年が経過した公園や公共施設の樹木、街路樹の老木化が進み、大径木や枯損木、根上がりなどが増えてきています。また、樹林地の樹木に関しても、老木が増えてきています。

これらについては、周辺環境への安全性の確保や樹木に求められる効用を踏まえつつ、 計画的に更新をしていくことが求められます。

また、新たな公園・緑地の整備は、用地の確保の見通し等を考慮しながら計画的に進めることが必要です。

(3) みどりのネットワークの形成

市内には小平グリーンロードによる、骨格となるみどりのネットワークが形成されており、そのほかにも、まちの魅力要素でもある様々なみどりの資源や歴史文化資源等が点在しています。

市の魅力向上に向けては、観光やレクリエーション、景観形成などの観点からみどりのネットワークの充実が求められます。また、みどりの活用によって得られる効果を高めるため、公共施設周辺での緑化やオープンスペースの確保等を進めていく必要があります。

(4) みどりによる効果を踏まえたみどりの活用

小平市は、市域のほとんどが市街化し、将来的には少子高齢化の進行や厳しい財政状況 が続くと予想されるなか、みどりのまちづくりにおいてはこれまでの「量の拡大」から、 今あるみどりの「質の向上」を図りつつ、いかに活用していくかが重要な課題になりつつ あります。

市民の価値観、ライフスタイルの多様化等も踏まえ、単にレクリエーションやスポーツ 等の場として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらにはにぎわ いづくりなどの面からみどりが持つ機能を引き出しながら積極的に活用していくことが必

要です。

また、みどりに関する制度改正を踏まえ、民間活力の導入等によるみどりにかかる取組の展開についても検討する必要があります。

(5) 多様な生物が共生する質の高いみどりの創出

地球環境問題が深刻化する中、温暖化対策、生物多様性の観点から、みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等に取り組むことが求められます。

国連が定めた持続可能な開発目標である SDGs に関し、日本が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が優先課題であると位置づけられており、みどりの保全に関する積極的な取組が求められます。また、地球温暖化、気候変動対策として、低炭素社会の実現に向けた環境負荷の軽減を図る取組も必要です。

小平市においては、平成 13 (2001) 年に環境基本条例を定めるとともに、環境基本計画等を策定し、環境負荷の低減に努めていますが、公園・緑地や農地、樹林地、用水路などの多様なみどりが豊富であるという特性を生かしながら、これらの取組を進めていくことが求められます。

(6)協働によるみどりの取組の推進

小平市では、市民が積極的に市政に参加し、行政と協働してまちづくりを行っていけるように、平成21(2009)年に「小平市自治基本条例」を制定し、市民協働の取組を進めています。

みどりに関しては、既に市民団体等によって公園や樹林地の維持管理、自然とのふれあいの促進等、様々な活動が行われています。これらの活動の発展を図るとともに、みどりの媒体効果に着目した活動の促進が必要です。

また、平成 29 (2017) 年の都市緑地法の改正では、公共施設等において民間活力を導入する制度が創設され、より一層みどりを地域の魅力や活力の向上を図るために活用することが可能となりました。公園・緑地の分野でもスポーツや健康、レジャー等をテーマとした民間活力の導入によるマネジメント等の取組が各地で行われています。市民や事業者が主体となった取組や協働による取組を根付かせ、拡大していくとともに、地域のみどりのまちづくりを担っていく人材を発掘・育成するために、現在活動していない人々が気軽に参加できる機会の充実や民間活力を導入した取組の展開など、様々な主体の協働によるみどりのまちづくり活動を広げて行くことが必要です。

第3章 みどりの将来像を描く

1 みどりの将来像

みんなでつなげる 人とみどりがいきるまち

目標 みどり率 29.6% (平成29年29.6%)

本計画では、みどりの保全、創造、維持管理、活用など様々な取組を通じて、市民とみどりをつなげながら、市民とみどりがともにいきいきと生きる・活きるまちを目指す、という意味で、みどりの将来像を「みんなでつなげる 人とみどりがいきるまち」とします。

また、小平グリーンロードをはじめ、公園や樹林地、用水路など個性豊かな小平のみどりを次世代に引き継ぐため、緑被率に「用水路等の水面が占める割合」と「公園内で樹木等の緑で覆われていない地面が占める割合」を加えたみどり率 29.6%を維持することを目標とします。

2 みどりの将来構造

小平市のみどりの将来イメージを実現するため、みどりの現況を踏まえて、みどりの拠点、みどりのゾーン、みどりの骨格軸から構成されるみどりの将来構造を設定しました。

(1) みどりの拠点

公園・緑地やみどりが多い公共空間など、みどりの要となっている場所をみどりの拠点 として位置付けます。多くの市民が日常的に利用し、関わることで、育ち、活かされてい く、みどりの拠点づくりを目指します。

みどりの拠点	の拠点 概要	
公園・緑地のみどり	概ね 3,000 ㎡以上の公園・緑地	
施設等のみどり	公共施設や民地においてまとまったみどりがあるオープンスペース	

(2) みどりのゾーン

まとまったみどりがある面的な広がりをみどりのゾーンとして位置付けます。地区の特性に応じたゾーン区分を行い、小平市らしいみどりのまちづくりを目指します。

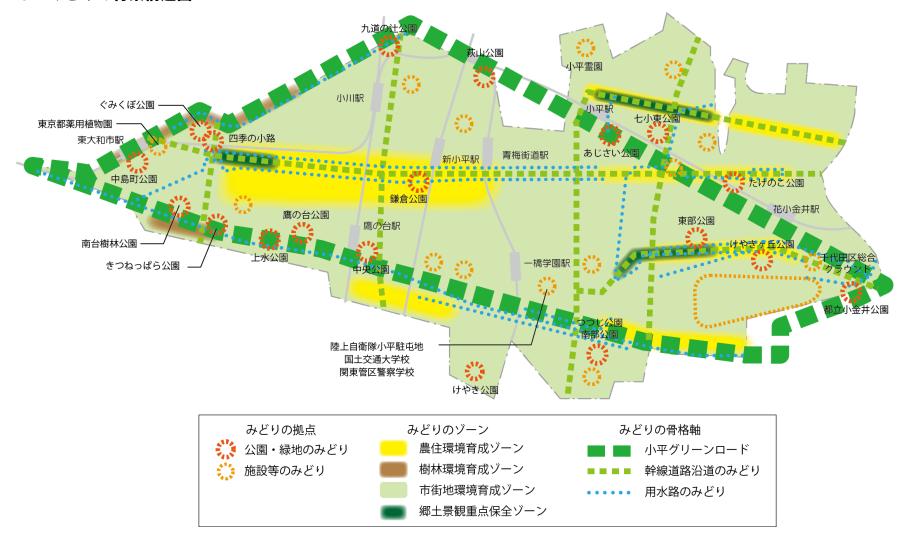
みどりのゾーン	概要
農住環境育成ゾーン	街道沿いの屋敷林、農地、用水路などが分布するゾーン
樹林環境育成ゾーン	規模の大きな雑木林がまとまっているゾーン
市街地環境育成ゾーン	みどり豊かな市街地が形成されているゾーン
郷土景観重点保全ゾーン	屋敷林や雑木林、南北に地割された短冊形の農地、用水路な
	ど、特に郷土性が高いゾーン

(3) みどりの骨格軸

玉川上水や野火止用水などで構成する小平グリーンロードと街路樹のある主要な道路、 用水路と連続したみどりの骨格軸として位置付けます。この骨格軸を中心として、水と緑のネットワークの形成を目指します。

みどりの骨格軸	概要	
小平グリーンロード	玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道などで構成する小平市一	
	周する水と緑の散策路	
幹線道路沿道のみどり	沿道緑化された幹線道路や街路樹等による連続したみどりの軸	
用水路のみどり	小平グリーンロードに含まれる用水路と小川用水などの用水路	

3 みどりの将来構造図



4 みどりのまちづくりの基本方針

(1) 市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう

小平市においては、みどりの骨格である小平グリーンロードや中央公園、都立小金井公園などの大規模な公園、樹林地や農地、用水路が多く存在し、これまで、市民・事業者・市が協働し、保全の取組を進めてきました。

これらのみどりは市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素である ため、これからも守り育て、次世代へと引き継いでいきます。

(2) 市民生活や様々な活動の中でみどりを活かそう

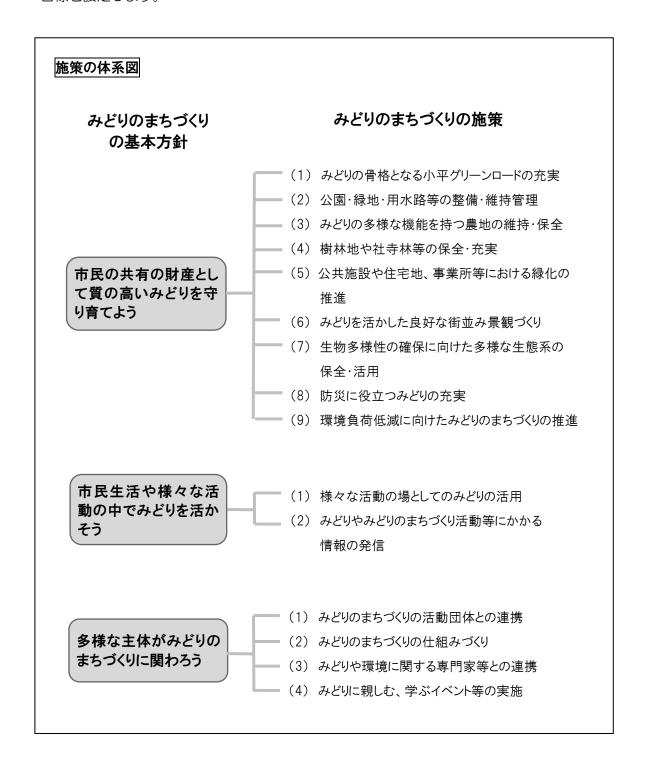
市民の日常生活や様々な活動の場において、積極的なみどりの活用を図ります。小平グリーンロードや樹林地、農地など小平らしいみどりの個性を活かしながら、従来のレクリエーション、防災、環境保全、景観形成等に加え、教育、生涯学習、交流・地域活性化等の分野でもみどりの積極的な活用を図ります。

(3) 多様な主体がみどりのまちづくりに関わろう

みどりの活用が市民の生活や活動をより充実させるという市民への意識啓発に取り組みます。また、みどりに関わる主体の育成やみどりのまちづくりに参加できる場、機会の充実など市民にとってより良いみどりのまちづくりを推進するという意識のもと、より多くの市民がみどりに関わる取組を推進します。

第4章 みどりのまちづくりに取り組む

みどりの将来像の実現に向けて、以下の施策の体系による取組を進めていきます。これらの施策の効果を計測するため、みどりのまちづくりの基本方針ごとに評価指標及び数値目標を設定します。



1 市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう

みどりの骨格である小平グリーンロード、樹林地や農地などのみどりは市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素であるため、これからも守り育て、次世代へと引き継いでいきます。

評価指標及び数値目標(目標年度 令和 12 年度)

市民の緑の豊かさに満足している割合 85%以上 (第19回小平市政に関する世論調査(平成28年実施) 83.9%)

(1) みどりの骨格となる小平グリーンロードの充実

小平グリーンロードのみどりについては、今後も小平市のみどりの骨格となる豊かなみ どりとして維持・保全を図るとともに、快適な散策路として利用できるよう案内板やベン チ等の施設の充実を図ります。また、小平グリーンロード沿いの樹林地や公園、公共施設 においてもみどりの充実を図ります。

<関連取組>

番号	取組名		関連課
1	小平グリーンロードのみどりの保全	0	水と緑と公園課
2	公共施設の緑化推進		施設担当課
3	緑道における案内板やベンチ等の設置		水と緑と公園課 産業振興課
4	みどりのネットワークの拠点となる公園づくり		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

小平グリーンロードのみどりの保全

【取組内容】

小平グリーンロードのみどりは、管理者である東京 都と連携しながら保全を図るとともに、小平市の管理 部分についても、適切な管理・更新を行い、水と緑の ネットワークの形成を推進します。

写真			

【期待される効果】

みどりの適切な管理・更新を行い、水と緑のネットワークの形成を推進することで、 小平市を代表するみどりとして、市内外から多くの利用者の増加が見込めるほか、野生 生物の生息空間が確保され、生物多様性の保全にもつながります。

【関係課】

水と緑と公園課

(2)公園・緑地・用水路等の整備・維持管理

今後の人口減少等を見据えながら計画的な公園等の整備を推進するとともに、利用者の ニーズ等に対応した再整備や設備の更新に努めます。

また、整備・維持管理にあたっては、Park-PFI や指定管理者制度、アダプト制度など民間事業者等のノウハウの活用や市民等との連携により、その規模や特徴に応じた方法を検討します。

用水路については、環境に配慮した親水整備を推進するほか、市民との協働による沼さらいを引き続き実施します。

国指定史跡化をめざしている鈴木遺跡については、旧石器時代の代表的な遺跡として、 遺跡広場等として整備し、市民に親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を図ります。

<関連取組>

番号	取組名		関連課
5	都市計画公園の整備促進		水と緑と公園課
6	用水路の親水緑道整備の推進		水と緑と公園課
7	用水路の沼さらいの支援		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

都市計画公園の整備促進

【取組内容】

都市計画公園については、東京都と特別区、市町の合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、計画的な整備を行っていきます。整備にあたっては、市民

の意見を聴きながら公園整備を進めるとともに、民間事業 者等のノウハウの活用も検討していきます。

<事業化予定箇所>

鎌倉公園(小川町二丁目) 鷹の台公園(たかの台)

写真

【期待される効果】

都市計画公園を整備することで、良好な都市環境が形成され、公園の活用機会が増加 するほか、オープンスペース等の確保による防災面の強化などが期待できます。

【関係課】

水と緑と公園課

(3) みどりの多様な機能を持つ農地の維持・保全

農地は、農業生産の場のほか防災、良好な景観の形成、農業体験による学習及び交流の場の提供など多様な機能を持つことから、良好な生活環境の確保を図りながら保全に努めます。また、農地所有者の意向を踏まえつつ市民等が農業やみどりに触れ合う場などとしての活用を図ります。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
8	地産地消の支援と普及		産業振興課
9	学童農園の推進		産業振興課
10	農地の保全と有効活用		産業振興課
11	既存の農地を活かした農業公園の整備	0	水と緑と公園課 産業振興課

<重点取組>

【取組名】

既存の農地を活かした農業公園の整備

【取組内容】

整備を検討している鎌倉公園(小川町二丁目)については、既存の農地を活用し、市民がふれ合い農に親しむことができる農業公園の整備を検討します。

また、防災や健康づくり等の機能を持つ全ての世代が利用することができる公園整備を検討します。

【期待される効果】

相続等による農地の減少を抑制するほか、地域の防災機能の強化やにぎわいの創出につながります。

【関係課】

水と緑と公園課、産業振興課

(4)樹林地や社寺林等の保全・充実

個人所有の樹林地や社寺林、屋敷林等のみどりについては、身近な憩いの空間等として 周辺住民との関わりのなかで長い間守られてきたことから、所有者の協力を得ながら実態 を把握するとともに、保存樹林制度などを活用しつつボランティアやみどりの活動団体と の連携などによりそれぞれのみどりの特性に応じた適切な保全、充実に向けた取組を進め ます。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
12	樹林地の保全・充実	0	水と緑と公園課
13	特別緑地保全地区等の指定		水と緑と公園課
14	保存樹林・保存竹林等制度の継続運用と制度改善		水と緑と公園課
15	社寺林・屋敷林などのみどりの保全手法の検討		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

樹林地の保全・充実

【取組内容】

樹林地については、保存樹林制度を継続運用するとともに、 市民協働による樹林の保全及び萌芽更新等による樹林の若返 りを実施し、緑の保全に努めます。

【期待される効果】

小平市のみどりを将来に引き継ぐことができるほか、適切に 管理された樹林地が増えることで、市民による活用の機会の増加につながります。

【関係課】

水と緑と公園課

(5)公共施設や住宅地、事業所等における緑化の推進

公共施設の整備や建て替えの際は、既存のみどりを活用しつつ、敷地内緑化、建築物の 壁面・屋上緑化など多様な手法によるみどりの確保に努めます。

住宅地においては、生垣造成の助成制度を推進するとともに、鉢植え等による軒先やベランダ、バルコニー等小さな空間を利用した身近なみどりづくりを促進します。

大学や事業所、工場等においては、ヒートアイランド対策、景観形成等の観点から既存 のみどりの保全に努めます。

写真

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
16	公共施設の緑化推進(再掲)	0	施設担当課
17	地区計画や緑地協定制度によるみどりの保全と創出		水と緑と公園課 都市計画課
18	生垣造成補助制度の継続運用		水と緑と公園課
19	個人住宅の緑化の促進・支援		水と緑と公園課
20	大学・事業所等の緑の保全		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

公共施設の緑化の推進

【取組内容】

公共施設の新規整備や建て替えの際は、既存のみどりを活用するとともに、敷地内緑 化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法によりみどりの確保に努めます。

【期待される効果】

施設利用者がみどりに触れる機会が増えることや、市が率先して公共施設の緑化に取り組むことで、事業者等への緑化の取組の拡大が期待できます。

【関係課】

施設担当課

(6) みどりを活かした良好な街並み景観づくり

街路樹は、通行する車・自転車や歩行者の安全性を確保しながら、計画的な剪定や植え替え等の維持管理、更新を進めます。

駅前や交差点付近等多くの人の目に触れる場所では、シンボルツリーや季節感のある樹種の植栽等まちに彩りを添えるみどりの空間づくりに取り組み、こだいら名木百選に指定されている樹木については、引き続き育成支援に努めます。

風致地区内のみどりについては、条例に基づき良好な風致の保全を図り、風致が存在していない地域については、地域の状況に適したみどりを確保する手法について検討します。 また、市街地における効果的な緑の創出に向けて、緑化推進や緑地の確保に関する制度の活用を検討します。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
21	街路樹の整備	0	道路課
22	駅前広場等の緑化の推進		道路課 産業振興課
23	名木百選の育成支援		水と緑と公園課
24	風致地区の保全とあり方の検討		都市計画課

<重点取組>

【取組名】

街路樹の整備

【取組内容】

街路樹については、交通の安全や美観の向上、災害時の火災の延焼防止など様々な機能を有することから、保全・活用を図ります。

交通に支障のある樹木の剪定や老木化した樹木の更 新など計画的な維持管理を行います。

【効果】

まちの美観の向上のほか、防災や安全面の向上が期待でき、みどりのまちづくりの推進に寄与します。

【関係課】

道路課

(7)生物多様性の確保に向けた多様な生態系の保全・活用

緑化を進める際は周辺のみどりの環境との連続性など、生態系に配慮した整備に努めます。また、生物多様性保全に向けた普及啓発や外来種対策などに取り組み、生態系の保全、活用を図ります。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
25	用水路の親水緑道整備の推進(再掲)		水と緑と公園課
26	ホタルの育成支援と普及啓発		水と緑と公園課
27	身近なビオトープづくり		水と緑と公園課 教育総務課
28	地産地消の支援と普及(再掲)		産業振興課
29	生き物調査の実施		水と緑と公園課
30	生物多様性保全に向けた普及啓発	0	水と緑と公園課 環境政策課

31	活動団体等と連携したみどりの教育の推進	水と緑と公園課
32	外来種対策	水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

生物多様性保全に向けた普及啓発

【取組内容】

公園・緑地、用水路、農地などの小平市のみどりを活用しながら子どもたちが自然の 生態系や環境保全について学ぶことができる生き物の観察会や学習会等を実施するとと もに、生物多様性に関するパンフレット等の配布やSNSによる情報発信等により、市 民の生物多様性についての理解を深めます。

【期待される効果】

市民の生物多様性についての理解を深めることで、市内の在来種の保護や外来種対策の推進に寄与するほか、生き物調査等へのみどりの活用が期待できます。

【関係課】

水と緑と公園課、環境政策課

(8)防災に役立つみどりの充実

災害時の避難場所に指定されている公園等については、防災機能の充実を図ります。避難路となる道路については、延焼防止効果がある沿道のみどり化やオープンスペースの確保を検討します。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
33	災害時の農家との連携の推進		産業振興課
			防災危機管理課
34	新規公園整備における防災機能の強化	0	水と緑と公園課
34	利兄公園推開に8017句別交換化の強化	O	防災危機管理課
35	生垣造成補助制度の継続運用(再掲)		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

新規公園整備における防災機能の強化

【取組内容】

都市計画公園の整備や開発による公園の整備の際には、かまどベンチなどの防災設備の設置や、災害時の ヘリコプターの緊急離着陸場や避難場所として利用可 写真

能な広場の整備について検討します。

【期待される効果】

当該地域だけではなく市内全域の防災機能の向上に寄与するほか、防災訓練等での活用が可能となり、地域住民のコミュニティの創出・活性化にもつながります。

【関係課】

水と緑と公園課、防災危機管理課

(9)環境負荷低減に向けたみどりのまちづくりの推進

みどりは、人々に潤いや安らぎを与えるだけに留まらず、二酸化炭素の吸収・固定の機能により地球温暖化の防止に寄与しています。樹木などのみどりの保全により地球温暖化の緩和を図るほか、自然資源の再利用等により環境負荷低減に努めます。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
36	樹林地の保全(再掲)		水と緑と公園課
37	雨水の利用の促進		水と緑と公園課 下水道課
38	みどりの再利用		水と緑と公園課 資源循環課 施設担当課
39	街路樹の整備(再掲)	0	水と緑と公園課 道路課
40	緑のカーテンなどによる緑化推進		環境政策課 施設担当課

<重点取組>

【取組名】

街路樹の整備(再掲)

【取組内容】

街路樹については、交通の安全や美観の向上、災害時の火災の延焼防止など様々な機能を有することから、保全・活用を図ります。

交通に支障のある樹木の剪定や老木化した樹木の更 新など計画的な維持管理を行います。

【効果】

まちの美観の向上のほか、防災や安全面の向上が期待でき、みどりのまちづくりの推進に寄与します。

【関係課】

道路課

写真

2 市民生活や様々な活動の中でみどりを活かそう

小平グリーンロードや樹林地、農地などのみどりを活かしながら、従来のレクリエーション、防災、環境保全、景観形成等に加え、教育、生涯学習、交流・地域活性化等の分野でもみどりの積極的な活用を図ります。

評価指標及び数値目標(目標年度 令和 12 年度) 公園活用件数(公園内行為許可件数)500 件 (令和元年 419 件)

(1)様々な活動の場としてのみどりの活用

みどりが持つ多様な機能を踏まえ、それらの効果を発揮すべく憩いや健康づくり等のこれまでの活用分野にとどまらず、教育や福祉、地域活性化など様々な場面での活用を図ります。

①健康づくり、レクリエーション分野

• みどりが持つ基本的な役割である健康づくりやレクリエーションの場としての活用

②子育て分野

- ・子どもがみどりの中で遊びながら、心身の成長や家族、友達と絆を深める場としての 活用
- 親同士の出会いの場、さらには悩み相談や情報交換の場などとしての活用

3教育、生涯学習分野

- ・公園や樹林地、用水路、農地などの豊かなみどりを活用した生態系や環境問題についての学習の場としての活用
- ・市民の知的欲求の高まりに応えるための歴史や文化等も含めた地域学習の場としての 活用

4保健・福祉分野

みどりと触れ合い、緑の癒し効果による心身のストレス緩和、機能改善等の場としての活用

⑤交流・観光、地域活性化分野

- みどりを集客等のための要素として位置づけた活用。
- ・交流人口の増加、市のイメージアップ、地域経済の活性化等に向けた祭りやイベント の開催、観光農園の取組など

6景観分野

- まちにゆとりとうるおいを与える景観構成要素としてのみどりの活用
- ・地域の魅力や価値の向上、市民の自分のまちに対する誇りや愛着の醸成に向けた良好 な都市景観形成

7防災分野

- ・防災、減災に寄与する要素としてのみどりの活用
- 災害時の延焼防止や避難場所などとして機能するような整備等による防災性の向上

8自然環境保全分野

- 生物の生息や気象緩和など環境面からのみどりの活用
- ・大気の浄化、都市型気象の緩和などによる快適な都市環境形成

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
41	学校の地域開放の実施		地域学習支援課 文化スポーツ課
42	農地の保全と有効活用(再掲)		産業振興課
43	オープンガーデンの活用促進		産業振興課
44	地域活動等のための公園や緑地の活用促進	0	水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

地域活動等のための公園や緑地の活用促進

【取組内容】

市内の公園や緑地については、地域の交流やにぎわいの創出などみどりの持つ機能の さらなる活用を促進するため、市ホームページ等により利用方法や申請について広報を 行います。

【期待される効果】

既に行われている活動においては、活用場所の箇所数や活動回数の増加が図れるほか、 新規の活動における公園等の活用促進が期待できます。

【関係課】

水と緑と公園課

(2) みどりやみどりのまちづくり活動等にかかる情報の発信

市報や市ホームページと合わせ、SNS等の様々な情報発信手段を活用し、小平グリーンロードをはじめとする市のみどりの紹介や、みどりを活用した取組を市内外に発信します。また、市民自らも自身の関わる活動等について、効果的な情報発信を図ります。

みどりに関する講座等を開催し、市民がみどりに対して理解を深める機会を提供します。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
45	みどりに関する助成制度のPR		水と緑と公園課
46	SNS 等を活用したみどりに関する情報発信	0	水と緑と公園課 産業振興課
47	緑化手法の紹介		水と緑と公園課 産業振興課
48	みどりの講座やイベントの実施		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

SNS等を活用したみどりに関する情報発信

【取組内容】

市のみどりに関する取組や助成制度などについて、市報や市ホームページによる情報 提供とともに、こだいら観光まちづくり協会等と連携し、SNS等を活用した情報提供 について検討します。

また、行政のみならず市民自らも自身の関わる活動等について、効果的な情報発信を 図ります。

【期待される効果】

市の情報をリアルタイムで多くの人が受け取ることができるほか、市民からの情報発信を可能とすることで、さらなる市の魅力の向上につながります。

【関係課】

水と緑と公園課、産業振興課

3 多様な主体がみどりのまちづくりに関わろう

みどりの活用が市民の生活や活動をより充実させるという意識啓発に取り組みます。市 民にとってより良いみどりのまちづくりを推進するという意識のもと、より多くの市民が みどりに関わる取組を推進します。

評価指標及び数値目標(目標年度 令和 12 年度) 公園等アダプト制度登録団体数 20団体 (令和2年4月時点 10団体)

(1) みどりのまちづくりの活動団体との連携

みどりの活動にかかる団体や市民の取組についての支援やアドバイスを行うとともに、 団体等と連携してみどりのまちづくりを推進します。多様なみどりの効果を踏まえ、様々 な地域の活動やまちづくり活動及び企業の社会貢献活動等に対し、みどりの活用を働きか けます。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
49	活動団体の育成支援		水と緑と公園課
50	活動団体等と連携したみどりの教育の推進(再掲)	0	水と緑と公園課
51	花いっぱい運動の推進		水と緑と公園課
52	市民主催イベントの支援		水と緑と公園課 産業振興課
53	企業の社会貢献活動等との連携		水と緑と公園課
54	アダプト制度の充実		水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

活動団体等と連携したみどりの教育の推進

【取組内容】

みどりのまちづくり活動団体等と連携し、みどりに関する講習会やイベント等を実施するほか、樹林地などの保全活動を協働で実施し、市民がみどりにふれ合う機会を創出します。

【期待される効果】

市民のみどりに関する知識・理解の向上による市内の緑化の推進のほか、活動団体の活動の活性化や市民協働によるみどりの保全の推進が期待できます。

【関係課】

水と緑と公園課

(2) みどりのまちづくりの仕組みづくり

緑の募金の普及を目指し、引き続き積極的に広報を行います。

また、提案型まちづくり条例等の制度の活用など地域の状況に応じた市民の自発的なみどりのまちづくりに関するルールづくりを支援します。また、アダプト制度等により、市民がみどりの管理に携わる取組を推進します。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
55	緑の募金の普及と活用		水と緑と公園課
56	提案型まちづくり条例等の制度活用促進		都市計画課
57	アダプト制度の充実(再掲)	0	水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

アダプト制度の充実

【取組内容】

公園の管理活動等を行うアダプト制度の登録団体数や管理箇所数の増加及び各団体の活動の質の向上を目指し、制度内容に関する広報を積極的に行います。

また、現在公園以外登録のないアダプト制度を緑地や樹林地へ対象を拡大できるよう周知方法等について検討します。

写真

【期待される効果】

市民によるみどりの保全活動の推進、市民のみどりについての理解の向上が期待できます。

【関係課】

水と緑と公園課

(3) みどりや環境に関する専門家等との連携

樹木の育て方やガーデニングについて相談できるみどりの相談員制度を実施します。 また、市内の大学等の教育機関や東京都などの関連機関と連携し、みどりのまちづくり を推進します。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
58	みどりの相談員制度の実施	0	水と緑と公園課
59	大学等との連携		水と緑と公園課
60	多摩六都の相互協力による緑化推進等		水と緑と公園課

61	国・東京都等との連携		水と緑と公園課
----	------------	--	---------

<重点取組>

【取組名】

みどりの相談員制度の実施

【取組内容】

花の育て方等みどりに関することを相談することができるみどりの相談員制度について、引き続きグリーンフェスティバル内にみどりの相談所を開設するとともに、より活用しやすい制度にするため、他地域の事例等の研究を行います。

【期待される効果】

市民のみどりについての知識を深めることで、民有地の緑化の推進につながるほか、 みどりのまちづくり活動団体やボランティア活動への参加につながります。

【関係課】

水と緑と公園課

(4) みどりに親しむ、学ぶイベント等の実施

樹林地、用水路、公園等のみどりを活用し、子どもたちが自然の生態系や環境保全について学ぶことができるようにみどりのマップの作成等に取り組みます。

また、毎年5月に実施している「花と緑のこだいらガーデニングコンテスト」や「こだいらグリーンフェスティバル」などにより、みどりについて市民へ普及啓発を図ります。

<関連取組>

番号	取組名	重点 取組	関連課
62	市民による森のカルテづくり		水と緑と公園課
63	みどりのマップの作成		水と緑と公園課 産業振興課
64	学校における環境学習の充実		指導課
65	みどりのコンテストの実施		産業振興課
66	みどりの講座やイベントの実施(再掲)	0	水と緑と公園課

<重点取組>

【取組名】

みどりの講座やイベントの実施

【取組内容】

みどりに関する理解を深め、市内の緑化を促進するため、講座やグリーンフェスティバルなどのイベントを実施します。

【期待される効果】

みどりに関する理解を深めることで民有地の緑化の推進につながるほか、意識の高まりにより保全活動等のみどりの取組への参加が期待できます。

【関係課】

水と緑と公園課

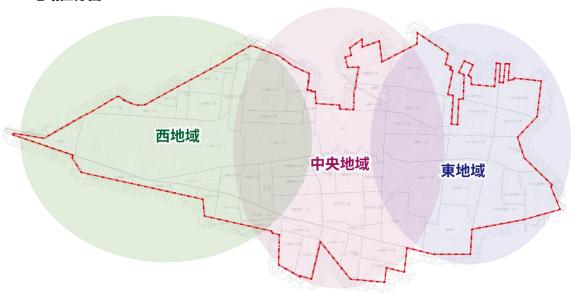
第5章 地域別に取り組む

1 地域区分

本章で取りまとめる地域別の取組は、みどりの将来像の実現に向けて、それぞれの地域の特性を活かして、今後 10 年間で取り組むべきみどりのまちづくりの方針を示すもので、地域区分は、都市計画マスタープランの地域別構想と同じ西地域、中央地域、東地域の3区分とします。市民生活と密接に関わる「まとまり」としての町丁、コミュニティの中心である小学校区・中学校区、現在の地域包括支援センターを中心とした高齢者の日常生活圏域などから考えられる生活行動を考慮して設定しています。

なお、まちの一体性、連続性を踏まえると、必ずしも明確に地域を区分する必要はない ことから、地域をまたぐ形での緩やかな区分としています。

地域区分図



2 地域別のみどりのまちづくりの方針

2-1 西地域

(1)地域の特性

- ・市域の西部に位置しており、地域内に小川駅、鷹の台駅、東大和市駅の3つの鉄道駅を 含む地域です。
- ・南北に細長い短冊形の区画、農地が残る、昔ながらの小平らしい風景が広がっており、 豊かな緑を感じることができます。
- ・小川町の青梅街道付近では、街道に沿って屋敷地・屋敷林、小川用水、農地と続く特徴 的な土地利用が行われています。
- ・地域の北部・南部の市境付近には、株式会社ブリヂストンなどの大規模な事業所や大学 などの教育文化施設など、まとまった規模の施設があり、その中で緑地空間が形成され ています。
- ・玉川上水沿いには、武蔵野の風情を今に伝える雑木林が多く存在し、保存樹林等として 保全が図られています。
- 野火止用水沿いには、東大和市駅付近の東京都薬用植物園から玉川上水のじょうすいこばしにかけて、公園、雑木林など緑豊かな環境があり、小平グリーンロードの西側の拠点となっています。
- 南台樹林公園や上水新町地域センター公園、中島地域センター公園などの雑木林型の緑 豊かな公園が多くあります。

主なみどりの資源

公園等	中央公園、九道の辻公園、四季の小路公園、ぐみくぼ公園、中島町
	公園、南台樹林公園、きつねっぱら公園、上水公園、鷹の台公園
用水路	野火止用水、小川用水、新堀用水
施設等のみどり	東京都薬用植物園、国立精神・神経医療研究センター、小平神明宮、
	武蔵野美術大学、株式会社ブリヂストン
その他の特徴的な	まとまった短冊形の農地、青梅街道沿いの屋敷林、玉川上水、野火
みどり	止用水沿いの雑木林

(2) みどりのまちづくりの方針

①水と緑のネットワーク形成

・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる野火止用水、玉川上水や 小川用水沿い等のみどりを保全するとともに、散策や健康づくりの場等として活用でき る快適なみどり空間として、案内板やベンチ等の施設の充実を図り、利用を促進します。 ・小平グリーンロードを南北に結ぶネットワーク形成のために府中街道をみどりの骨格と 位置付け、中央公園や玉川上水と一体となるみどり豊かで快適な空間を形成するよう、 道路の緑化について東京都と調整を行うとともに、沿道の緑化を推進します。

②公園・緑地等の整備と活用

- ・小平グリーンロードに近接している南台樹林公園や上水新町地域センター公園等のみどりの適切な維持管理と活用を図ります。
- ・鷹の台駅西側の小平都市計画公園(3・3・4鷹の台公園)は、地域の大学や商店会等との連携による交流の場づくりを進め、地域の活性化を図ります。
- ・小川駅西口地区の市街地再開発事業において、敷地内の緑化等によるみどり豊かなまちづくりを推進します。

③地区の特性を活かした個性豊かなみどりの保全・活用

- 青梅街道沿いの屋敷林、用水路、農地を郷土景観を伝えるものとして保全を図ります。
- ・小平のふるさとの風景である小川用水沿いの「たから道」や歴史的な資産である新堀用 水の「胎内堀」の保全・活用を図ります。
- ・ 小川寺や小平神明宮等の社寺林の保全に努めます。
- 青梅街道の風致地区については、小平市風致地区条例に基づき、良好な風致を維持する ことに努めます。
- ・玉川上水や野火止用水沿いの雑木林は、武蔵野らしさを感じさせる雑木林として維持・ 再生を図ります。

4敷地内緑化の推進と活用

- 大学などの教育文化施設や株式会社ブリヂストンなどの大規模な事業所などみどりの多い施設については、施設管理者と連携を図りながら良好なみどり環境の維持・向上に努めます。
- ・学校、企業グラウンド、みどりの多い公共施設等においては、みどりの保全とともに市 民がレクリエーション等で活用できるよう、その開放等について協力を呼びかけていき ます。

西地域 みどりのまちづくりの方針図

作成中

2-2 中央地域

(1)地域の特性

- ・市域の中央部に位置しており、地域内には小平駅、青梅街道駅、新小平駅、一橋学園駅 の4つの鉄道駅があります。
- 市役所や警察署、消防署、ルネこだいら、中央図書館、中央公民館など、多くの公共公 益施設がこの地域に集まっています。
- ・あじさい公園などの公園のほか、小平ふるさと村、都立小平霊園、国土交通大学校、関東管区警察学校、陸上自衛隊小平駐屯地、一橋大学小平国際キャンパス、小平団地、社会福祉法人東京サレジオ学園など、みどりの多い大規模施設が多く立地しています。
- ・ 小平グリーンロードに含まれる野火止用水、玉川上水や小川用水、新堀用水、東京街道の屋敷林などの歴史あるみどりも豊富です。

主なみどりの資源

公園等	鎌倉公園、萩山公園、けやき公園、あじさい公園、つつじ公園、南
	部公園、七小東公園
用水路	新堀用水、野中用水、小川用水、砂川用水、鈴木用水
施設等のみどり	小平ふるさと村、都立小平霊園、国土交通大学校、関東管区警察学
	校、陸上自衛隊小平駐屯地、一橋大学小平国際キャンパス、小平団
	地、社会福祉法人東京サレジオ学園、FC 東京小平グランド
その他の特徴的な	狭山・境緑道、まとまった短冊形の農地、東京街道沿いの屋敷林、
みどり	あかしあ通りの並木

(2) みどりのまちづくりの方針

①水と緑のネットワーク形成

- ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる野火止用水、玉川上水、 狭山・境緑道や小川用水、新堀用水沿い等のみどりを保全するとともに、散策や健康づ くりの場等として活用できる快適なみどり空間として、案内板やベンチ等の施設の充実 を図り、利用を促進します。
- ・ 小平グリーンロードを南北に結ぶネットワーク形成に向けて、あかしあ通りにおける豊かな並木の形成、沿道の緑化、用水路の再整備、公園等の再整備を推進します。

②公園・緑地等の整備と活用

- ・小平グリーンロードに近接しているあじさい公園、小平ふるさと村等のみどりの適切な 維持管理と活用を図ります。
- ・本市の貴重なみどりの保全と活用を図るため、小平都市計画公園(3・3・1鎌倉公園)

を活用した農を身近に感じる空間として農業公園の整備を推進します。

・小平駅北口の市街地再開発事業において、敷地内の緑化等によるみどり豊かなまちづくりを推進します。

③地区の特性を活かした個性豊かなみどりの保全・活用

- 東京街道沿いの屋敷林の保全と郷土景観の保全方策について検討を行います。
- 現状でその存在が失われている新小平駅周辺及び青梅街道駅周辺の風致地区については、 風致地区の指定見直しと他の制度への移行、また周辺の緑の確保に向けたあり方につい て検討を行います。

4 敷地内緑化の推進と活用

- ・小平ふるさと村、都立小平霊園、国土交通大学校、関東管区警察学校、陸上自衛隊小平 駐屯地、一橋大学小平国際キャンパス、小平団地、社会福祉法人東京サレジオ学園など、 みどりの多い大規模施設については、施設管理者との連携を図りながら良好なみどりの 環境の維持・向上に努めます。
- ・学校、企業グラウンド、みどりの多い公共施設等においては、みどりの保全とともに市 民がレクリエーション等で活用できるよう、その開放等について協力を呼びかけていき ます。

中央地域 みどりのまちづくりの方針図

作成中

2-3 東地域

(1)地域の特性

- 市域の東部に位置し、地域内には市内で最も乗降客数が多い花小金井駅があります。
- ・地域の北側には貴重なオープンスペースでもある一団の農地、そして南側には広域避難場所でもある小金井カントリー倶楽部や都立小金井公園などまとまった緑の空間が広がっています。
- ・花小金井駅の南側の狭山・境緑道、地区の南端の玉川上水で構成する小平グリーンロードは、東部公園などとともに豊かなみどりの中の快適な散歩道として多くの市民に利用されています。また、玉川上水沿いの桜は、国名勝「小金井(サクラ)」に指定されています。
- ・鈴木街道や青梅街道、東京街道沿いには、多くの屋敷林が現存し、小平のふるさとの原 風景を今に伝えています。

主なみどりの資源

公園等	東部公園、たけのこ公園、けやきヶ丘公園、武蔵公園、都立小金井
	公園
用水路	野中用水、関野用水、鈴木用水、田無用水、大沼田用水
施設等のみどり	千代田区総合グラウンド、小金井カントリー倶楽部、丸井研修セン
	ターグラウンド、海岸寺、武蔵野神社
その他の特徴的な	狭山・境緑道、青梅街道の屋敷林、東京街道沿いの屋敷林、鈴木街
みどり	道沿いの屋敷林、鈴木遺跡

(2) みどりのまちづくりの方針

①水と緑のネットワーク形成

- ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる、狭山・境緑道、玉川上 水のみどりを保全するとともに、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみど り空間として、案内板やベンチ等の施設の充実を図り、利用を促進します。
- 新小金井街道は、みどりの骨格を南北に結ぶみどりの軸として、東京都と連携を図りながら道路の緑化と沿道の緑化を推進します。

②公園・緑地等の整備と活用

- ・武蔵野神社を含む小平都市計画公園(2・2・5武蔵公園)については、区域の一部を 周辺の環境と調和した公園として整備し、地域の憩いの場として活用します。
- ・小平グリーンロードに近接しているたけのこ公園、東部公園について、適切な維持管理を推進します。

・国指定史跡化をめざしている鈴木遺跡については、旧石器時代の代表的な遺跡として遺跡包蔵地保存のため、基本的には保存区及び遺跡広場として整備し、市民の誇りとして親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を図ります。

③地区の特性を活かした個性豊かなみどりの保全・活用

- ・玉川上水沿いの桜並木は、大切な歴史的資産として、東京都と連携しながら貴重なみど りの保全を図ります。
- 鈴木街道沿いの屋敷林の保全と郷土景観の保全方策について検討を行います。
- 青梅街道の屋敷林、東京街道沿いの屋敷林と郷土的な生垣は、地区の貴重なみどりとしてその保全に努めます。
- ・海岸寺や武蔵野神社の社寺林の保全に努めます。

④敷地内緑化の推進と活用

・学校、企業グラウンド、みどりの多い公共施設等においては、みどりの保全とともに市 民がレクリエーション等で活用できるよう、その開放について協力を呼びかけていきま す。

東地域 みどりのまちづくりの方針図

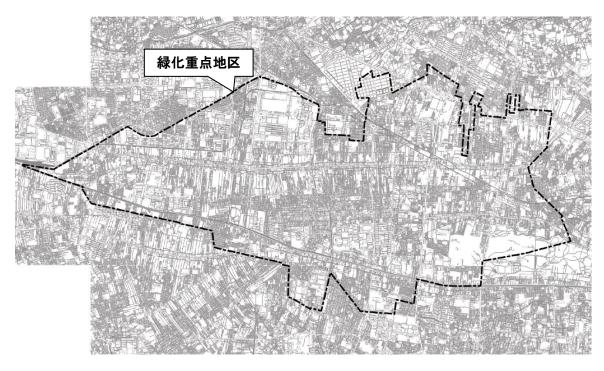
作成中

3 緑化重点地区

都市緑地法では、重点的に緑化を図るべき地区を「緑化重点地区」として定めることができると規定されています。

小平市は市内全域が市街化区域であり、すべての地区で緑地の保全、公園の整備、緑化の推進が積極的に求められています。そのため、特定の地区を緑化重点地区にせず、市内 全域を緑化重点地区と位置づけ、地域別のみどりのまちづくりの方針に示したみどりのま ちづくりの実現に向けて、みどりのまちづくりを進めていきます。

緑化重点地区位置図



第6章 計画を推進する

1 市民・事業者・行政の役割

小平市におけるみどりのまちづくりにかかる活動は、市民、事業者、行政のそれぞれの 適切な役割分担と連携のもとで進めていきます。

表 市民、事業者、行政の役割

主体	役割
市民	・市民は、みどりのまちづくりの主役として、自らの活動の中でみ
	どりの活用を図るとともに、みどりのまちづくり活動に積極的に
	取り組みます。
	・みどりに関するセミナーやワークショップなどへ積極的に参加
	し、意見や提案を行います。
事業者(民間企業、	・地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解
NPO、大学等)	を深め、緑化活動等に参加・協力します。
	・開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分理解
	し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。
行政	・みどりの基本計画に基づき、地域制緑地の指定や都市基盤整備な
	ど、行政でなければできない取組を実施します。
	・市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、
	市民活動の支援、市民参加の仕組みづくりなどに努めます。
	・みどりの普及啓発のためのセミナーやワークショップなどを開催
	します。
	・みどりの保全、整備等を進めるにあたり、市の区域を超える広域
	的な取組については、国や東京都、近隣市及び関係機関との連
	携・調整を図ります。

2 みどりのまちづくりの推進方策

(1)推進体制

本計画に基づく取組を効率的・効果的に推進していくためには、公園・緑地に関わる整備だけでなく、関連する様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。

庁内の関係部署間で連携を図るとともに、緑の保護と緑化の推進を広い視点から検討するために設置された「小平市緑化推進委員会」等の意見を聴きながら、市民や事業者と一体となって取組を推進します。

(2)財源確保

各種事業等の実施にあたっては、緑化基金や各種補助事業制度を活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分等により健全な財政運営に努めます。

(3)施設の整備・更新や維持管理への市民等の参加

公園等の施設の整備・更新や維持管理においては、市民や事業者のみどりへの関心を高め、参加を促進します。

(4)各行政機関との連携・協力

市域をまたがるみどりである樹林地や用水路、街路樹等にかかる事業等の実施にあたっては、国や東京都、近隣市及び関係機関と必要な事項について協議する等、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

3 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルの運用

計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。本計画の計画期間は、令和 12(2030)年度までですが、毎年、進捗状況を把握し、それに基づき事業内容の見直しを進めるとともに、5年後を目安として計画の中間見直しを行い、引き続き事業を推進します。

なお、今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも考えられます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

計画の見直しにあたっては、緑被率やみどり率などのみどりの現況調査等により計画の達成度を測ります。

